

みやざき

11



《今月の主な記事》

日本年金機構からのお知らせ

「健康保険被扶養者(異動)届」の添付書類が変更になりました
年間平均額により随時改定を届出することができます

P2

協会けんぽ宮崎支部からのお知らせ

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方
健康保険委員の登録をお願いします!

P4

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

保健師による事業所巡回健康相談のご案内
平成30年度 ~第2回新任社会保険事務担当者研修会のご案内~

P6

インフォメーション
年金相談の日程等

P8

今月の表紙

ひむかの杜イルミネーション 【日向市】

「歩きたくなる街」をテーマに9回目の開催となり、今年も約3万球のシャンパンゴールドの灯りが駅周辺を明るく包みます。日向市駅西口に設置される光のモニュメントは、地元の工業高校生が毎年新作を制作し、歴代のものと合わせて飾られます。また点灯初日の12月1日には、日向市駅中央コンコースで点灯式イベントを開催します。

詳細

点灯期間 2018年12月1日(土)~2019年2月2日(土)
点灯時間 17:30~25:00
会場 J R日向市駅周辺
問合せ先 歩きたくなる街実行委員会事務局
(日向市観光協会内)
Tel.0982-55-0235



日本年金機構からのお知らせ

「健康保険被扶養者(異動)届」の 添付書類が変更になりました

認定事務の変更について

- 厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、変更となりました。

お客様からよくある質問にお答えします



Q1 身分関係に関する証明書類は何を添付すればよいのですか？

- A. 身分関係の確認ができる書類として、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付してください。なお、被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合は住民票でも可能です。
- ただし、届書に被保険者と扶養認定を受ける方のマイナンバーをご記入いただき、戸籍謄本等により、事業主様が扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、届書の備考欄に「続柄確認済み」とご記入いただくことで、戸籍謄本などの添付を省略することができます。

Q2 身分関係に関する証明書類はコピーの添付でもよいですか。 また、過去に発行されたものでもよいですか？

- A. 戸籍謄(抄)本や住民票については、提出日から90日以内に発行された原本を添付してください。

Q3 機構ホームページで新しい様式が掲載されていますが、 どこが変更になったのですか？

- A. 様式の表面については、変更点はありません。届書裏面の「記入方法」と「添付書類」の記載を一部変更いたしました。

Q4 被扶養者になれる基準がこれまでと変わるのですか？

- A. 認定の基準については、これまでと変わりません。



○届出の際は、事業所所在地・名称・電話番号・事業主氏名・事業主印の記入・押印もれや誤りがないかご確認ください。押印は事業所印（会社印）ではなく、事業主印ですので、ご注意ください。

添付書類の変更及びこんな時は添付書類の一部省略ができます

- 扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。

〈添付書類一覧〉

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票※1（提出日から90日以内に発行されたものを提出してください）	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え（写し）		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。（収入には公的年金も含まれます）
・60歳以上の方・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

- 手続きの際に必要な添付書類については、日本年金機構ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

年間平均額により随時改定を届出することができます



- 平成30年10月改定以降（固定的賃金の変動が平成30年7月以降）の随時改定について、一定の要件に該当する場合、従業員の同意を得た上で、年間平均額による随時改定の届出をすることができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

協会けんぽ 宮崎支部 からのお知らせ

全国健康保険協会

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

単なる肩こりや、筋肉疲労で健康保険を使って整骨院や接骨院を受診していませんか？

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受ける場合、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

こんな時は健康保険が使えます！

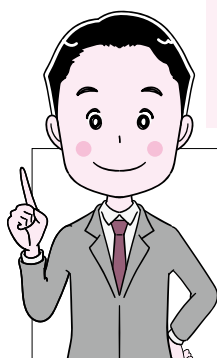


- 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫
（※骨折・脱臼の場合は応急処置を除いて医師の同意が必要です。）

こんな時は健康保険は使えません！



- ×単なる肩こり、筋肉疲労
- ×慰安目的のマッサージ代わりの利用
- ×病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- ×脳疾患後遺症などの慢性病
- ×過去の交通事故等による後遺症
- ×症状の改善が見られない長期の治療
- ×医師の同意のない骨折、脱臼の治療（応急処置を除く）
- ×仕事中や通勤途上でおきた負傷



【ワンポイント！】

整骨院や接骨院の施術費用は、原則として患者様が全額自己負担し、その後協会けんぽなどの保険者に申請して給付を受ける「療養費」の取り扱いとなりますが、例外的な取り扱いとして、患者様が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者様に代わって残りの費用を請求する方法が認められています。このため多くの整骨院・接骨院の窓口では、病院にかかった時と同じように自己負担分（施術費用の1～3割）のみを支払うことにより施術を受けることができます。

柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかる場合は次のことに注意しましょう！

負傷原因を正しく伝えましょう！

外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が業務災害、通勤災害に該当する場合は健康保険は使えません。

療養費支給申請書は必ず自分で記名または捺印を！

療養費支給申請書は、患者様が柔道整復師に委任をし、患者様に代わって治療費を協会けんぽに請求し支払いを受けるために必要な書類です。白紙の用紙にサインしたり印鑑を渡してしまうのは間違いにつながる恐れがありますので注意してください。

病院との重複受診は健康保険扱いできません！

病院や診療所で同じ負傷等の治療中は、柔道整復師の施術を受けても健康保険扱いはできないため、施術費は全額自己負担となります。

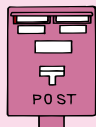
必ず領収書をもらいましょう！

療養費の支給を受ける場合は、領収書の交付が義務付けられています。必ず領収書をもらって保管しましょう。



協会けんぽより施術内容についてお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院の施術費用を療養費として適切に支給するため、施術を受けられた方へ受診の内容を照会させていただくことがあります。照会が届きましたら、ご自身で回答書を記入し回答していただきますようご協力をお願いいたします。



各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364

※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます！

協会けんぽ 宮崎 検索



健康保険委員の登録をお願いします！

・健康保険委員とは？

従業員の皆さまと、協会けんぽの距離を縮める橋渡しの役割を担っていただいております。
協会けんぽ宮崎支部では、より良い事業運営とサービス向上のため、約2,200名の「健康保険委員」の方々に活躍いただいております。
まだ、ご登録のない事業所さまはもちろん、同一事業所内で複数名のご登録も可能です。ぜひ皆さまも健康保険委員にご登録ください。

・健康保険委員にご登録いただいても経済的負担は発生しません。

「登録料」「年会費」や「研修会への参加費」など、制度運営に係る費用をいただくことはありません。

・事務的負担は強制されません。

強制的なお仕事ではありません。日常業務に支障のない範囲でご活動ください。

広 報

協会けんぽからの各種情報について、事業主および従業員の皆さまへの周知広報へのご協力。

健康保険事業の推進

健診受診や生活習慣病予防に関する啓発、健康づくり事業など、各種事業へのご協力。

相 談

給付金の申請手続きなどについて、従業員皆さまからの相談への対応。

モニター

研修会などの様々な機会ですアンケートを実施し、皆さまのご意見を事業推進に役立てていきます。

・健康保険委員のメリット

メリット

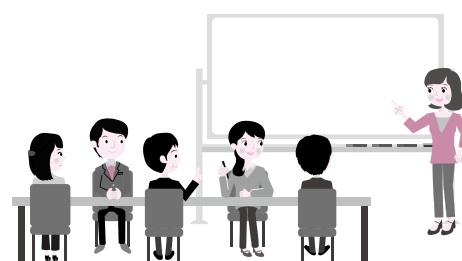
①

健康保険委員様専用の「協会けんぽハンドブック」を無料で配布いたします。宮崎支部独自で作成した、健康保険給付制度や退職後の任意継続健康保険などの手続きに関する情報が満載のハンドブックです。健康保険の手続きにご活用ください。

メリット

②

「健康保険委員研修会」に無料で参加していただけます。
(参加は任意です)



・健康保険委員になるには？

《条件》

- ①健康保険や労務管理に関する事務を担当されている方、または、その事務を管理する職にある方
- ②事業主様の同意が得られること

《手続き》

健康保険委員推薦書をご記入の上、協会けんぽ宮崎支部までご郵送ください。
推薦書は宮崎支部ホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽ宮崎支部へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

協会けんぽ宮崎支部 企画総務グループ

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階 TEL0985-35-5364(音声案内「4」)

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

保健師による事業所巡回健康相談のご案内

(一財) 宮崎県社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、当協会の会員事業所様に保健師を派遣して巡回健康相談を実施しています。

※費用は当協会が全額負担しますので無料です。

(非会員事業所及び会費未納事業所は実費負担となります)

☆従業員が健康で、明るく元気な職場づくりに

◎職場で働くみなさまのご都合のよい時間で

◎健診結果表をもとにアドバイスします

◎年齢は問いません、どなたでも

◎個別に相談を実施しています

◎少人数でも大丈夫です

◎土曜日の健康相談も実施しています



※保健師巡回健康相談の申し込み方法

1カ月前にお申込をお願いします。下記の申込用紙をご記入の上、FAXでお申込ください。

また当協会のホームページでもお申込ができます。

お申込・お問い合わせは

一般財団法人 宮崎県社会保険協会

〒880-0866

宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C

TEL(0985)23-0200・FAX(0985)23-9077

ホームページからお申込みができます <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

申 込 用 紙

保健師による巡回健康相談の申込書

巡回健康相談 希望年月日・時間帯	第1希望日	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時頃まで
	第2希望日	平成 年 月 日 (曜日) 時 ~ 時頃まで
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 長 殿		(申込日) 平成 年 月 日
事業所名称		
代表者氏名		
所在地 〒		
電話番号		
連絡責任者名		



一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

平成30年度～第2回新任社会保険事務担当者研修会のご案内～

採用・退職時における各種届け出等についての記載方法や、社会保険料の計算と納付方法及び健康保険の給付関係についての説明を、下記のとおり開催しますので是非ご参加下さい。

地区名	開催日	開催時間	会場名	定員
都城	平成30年12月7日(金)	14:00	都城市ウエルネス交流プラザ (1階茶霧茶霧ギャラリー)	60
延岡	平成30年12月10日(月)	14:00	延岡市社会教育センター(1階研修室1)	60
高鍋	平成30年12月13日(木)	14:00	高鍋町中央公民館(1階作業室)	40
宮崎	平成30年12月18日(火)	10:00	JA AZMホール(別館302号)	80
		14:00		80

※午前の部…10:00～12:00 (受付 9:30) 午後の部…14:00～16:00 (受付 13:30)

募集定員

各会場とも定員になり次第締め切ります **※先着順**

受講決定者の方には、申込日より1週間以内に参加証をFAXでお送りいたします。
なお、参加証が一週間過ぎても届かない場合は、当協会までご連絡をお願いします。

対象者

社会保険事務新任者及び社会保険事務経験が2年未満の方
社会保険の基礎知識を確認されたい方

講師

日本年金機構(各年金事務所職員)
全国健康保険協会宮崎支部職員

参加費

会員事業所は**無料**
非会員事業所及び協会費の未入金事業所は
実費負担となります。(資料代2,000円)

申込方法

下記の申込書にご記入の上、FAX又はホームページでお申込みください。

[FAX 番号] 0985(23)9077

[ホームページ アドレス] <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

お申込先

〒880-0866 宮崎市川原町5番10号ミネックス川原2-C
一般財団法人 宮崎県社会保険協会 TEL 0985(23)0200



新任社会保険事務担当者研修会 参加申込書

※確認欄

☐ FAX ☐ 出席簿

参加者希望地区 (ご希望会場に○をつけて下さい)	宮崎(午前) ・ 宮崎(午後) ・ 延岡(午後) ・ 都城(午後) ・ 高鍋(午後)		
事業所名			事業所整理記号
参加者氏名			
FAX番号 (必ずご記入ください)			電話番号

※申込書に記載された情報は、この説明会以外の目的には使用いたしません。

◆主催／一般財団法人 宮崎県社会保険協会

◆共催／日本年金機構(各年金事務所)・全国健康保険協会宮崎支部・宮崎県社会保険委員会連合会(各地区社会保険委員会)

11
・
12
月の

年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
11月・12月の 平日受付	月曜日	午前8:30～午後7:00
	火～金曜日	午前8:30～午後5:15
11月の休日受付	10日(土)	午前9:30～午後4:00
12月の休日受付	8日(土)	午前9:30～午後4:00

11
・
12
月の

出張年金相談の日程

(受付時間) 午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要です。
- 予約制になっております。(ご予約は管轄の年金事務所まで) 飛び込みのご相談は承っておりません。

会 場	11月	12月
串間市役所 会 議 室	1日(木)	6日(木)
えびの市役所 会 議 室	8日(木)	13日(木)
西都市役所 市民課年金係	15日(木)	20日(木)
高千穂町役場 町民相談室	15日(木)	20日(木)
小林市役所 1 階 相 談 室	15日(木)	20日(木)
日南市役所 別館2階会議室	22日(木)	20日(木)
日向市 日向市中央公民館	22日(木)	27日(木)

協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは 退職日までです。

保険証は退職日の翌日から使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 ☎ **0985-23-0200**

(一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ) <http://www.shahokyo-miyazaki.jp/>

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所 ☎ **0985-52-2111**

延岡年金事務所 ☎ **0982-21-5424**

都城年金事務所 ☎ **0986-23-2571**

高鍋年金事務所 ☎ **0983-23-5111**

(日本年金機構ホームページ) <http://www.nenkin.go.jp/>

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部(全国健康保険協会)

☎ **0985-35-5364**(代表) 音声案内でご案内します

- 案内「1」 業務グループ(保険給付、保険証の発行、任意継続など)
- 案内「2」 保健グループ(生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など)
- 案内「3」 レセプトグループ(レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など)
- 案内「4」 企画総務グループ(ジェネリック医薬品、健康経営など)

(全国健康保険協会ホームページ) <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

年金のご相談は

「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

- 電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず一律市内電話の接続料金でご利用できます。
- 携帯電話でもご利用できます。
- IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

- 月曜日～金曜日(祝日を除く)
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで受付時間を延長しています。
- 第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで



年金相談・お手続きの際は

予約相談 をご利用
ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890

〈予約受付番号受付時間〉 月～金(平日) 8:30～17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

- 8:30～18:00(月曜日)
- 8:30～16:00(火～金曜日)
- 9:30～15:00(第2土曜日)
- ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。



街角の年金相談センター宮崎(オフィス)

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

相談内容 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等

開設場所 宮交シティ2階(宮崎市大淀4-6-28)

相談時間 月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く
午前8:30～午後5:15まで

予約専用電話番号 **0985-63-1066**
“お電話による年金相談”は受け付けておりません。

街角の年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

社会保険みやざき 第753号 平成30年11月1日発行
発行所 一般財団法人 宮崎県社会保険協会 宮崎市川原町5-10 ミネックス川原2-C

FAX 0985-23-1907
電話 0985-23-0200

印刷所 株式会社文昌堂